北朝鮮「個人支配」のメカニズム
金正日体制における経済的パトロネージ分配を中心に

新井田実志
（神戸大学大学院）

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）の政治体制に関しては、以前から様々な分析枠組が提起されてきた。同国の政治体制が非民主的なそれであることはほとんど論を要さない。マコーマック（Gavan McCormack）はかつて、金日成体制下の北朝鮮を全体主義と位置づけたが（McCormack 1993）、そもそも議会制や多党制を「ブルジョア民主主義」として否定する北朝鮮において、民主主義とは「社会主義的民主主義」のことであり、「人民大衆には民主主義を実施しますが、それを侵害する階級的怨讐に対しては独裁を実施」することが正当化されている（金正日 1997: 54）。公式のレトリックはともかく、金日成－金正日－金正恩と連なる三代の世襲を経た北朝鮮が、今なお家産制的な個人支配体制の下にあることは確かであろう。

だが、そうであればこそ、北朝鮮で体制移行（transition）や体制変動（transformation）が生じないのは何故なのかという素朴な疑問に直面する。換言すれば、北朝鮮の個人支配体制はいかなるメカニズムによって維持されてきたのかという問題である。

本稿の目的は、北朝鮮の「特殊性」に依拠するのではなく、むしろその「普遍性」、すなわち他の非民主主義体制と比較可能なメルクマークを明らかにし、これに基づいて当該政治体制による支配メカニズムを部分的にでも可視化することである。そのために本稿が着目するのは、金正日体制におけるパトロネージ（patronage）の分配である。パトロネージは教科書的理解に基づけば「情実人事」であり、「公職への任用が能力によるのではなく、恩恵的または党派的な情実によって行われること」（阿部・内田・高柳 1999: 213）とされているが、支配者による支持者へのインセンティブは必ずしも人事に局限されるものではない。増原綾子によれば、パトロネージには狭義のパトロネージである「政治的パトロネージ」のみならず、国民へのインセンティブ分配を指す「経済的パトロネージ」も含まれる（増原 2010: 27-29）。事実、金正日体制においても、高位幹部から「人民」、すなわち一般国民のレベルに至るまで、様々な形態による政治的、経済的パトロネージが分配されてきた。増原の「個人支配」モデルは「監視と暴力」「パトロネージ分配」という二つのメルクマークを掲げており、これらはいずれも北朝鮮の支配メカニズムを可視化する上で有効だが、本稿では主に後者に関する議論を試みたい。具体的には、1994 年から 2011 年の約 17 年にわたった金正日体制下の公式報道に着目し、そこで表出された経済的パトロネージの分配に係わる事象を分析することによって、個人支配体制としての金正日体制を考察する。

従って、本稿は以下のような構成をとる。第一節では個人支配に係わる先行研究を概括し、パトロネージ分配を体制分析のメルクマークとする意義を論じる。第二節では北朝鮮におけるパトロネージを定義した上で、分析枠組と仮説を提示する。そして第三節においては、経済的パトロネージの分配実態を検証する。最後に本稿での議論を総括し、今後の課題を提示する。

1. 個人支配に係わる先行研究とメルクマーク

従前、比較政治学の分野では、非民主主義体制から民主主義体制への移行に関心が集中していたが、近年では、非民主主義体制における支配や体制維持に係わるメカニズムの考察も散見されるようになっている。例えば、市民は抑圧を受けながらも経済的なインセンティブの獲得によって独裁体制を支持する（Ezrow and Frantz 2011: 55-56）、独裁者は盟友集団を小規模に留めつつ利権を独占し、適正なインセンティブを与えて体制を維持する（Bueno de Mesquita and Smith 2011: 17-19）といった説明である。このような知見は、北朝鮮の政治体制研究においても有用であるのと同時に、当該体制の分析が、類似した非民主主義体制の研究にも貢献しうることを示唆している。無論、それは古典的な全体主義モデルに拠るのでもなければ、多くの研究者によって提示されてきた、北朝鮮の「特殊性」に着目するモデル[(1)] に拠るのでもなく、「普遍性」、すなわち他の非民主主義体制と比較可能なメルクマークを明確にすることが前提となる。

非民主主義体制の類型化に関しては様々な主張がある。中でも、個人支配を定義した「スルタン支配型体制」（sultanistic regime）[(2)] の視角は、北朝鮮の支配メカニズムを考察する上で示唆に富んでいる。

その先駆者であるロート（Guenther Roth）は、ウェーバー（Max Weber）の「スルタン制的支配」概念に基づき、個人支配の要件として支配者による物理的インセンティブの分配を挙げた（ベンディクス・ロート 1975: 214-231）。いわゆるパトロン－クライアント関係（恩顧関係、patron-client relationship）である。これを受け、リンス（Juan J. Linz）は権威主義に当てはめがたい体制として「スルタン支配型体制」の概念を提唱し、支配者への忠誠がインセンティブのみならず、支配者に対する恐怖にも基づいていると説いた（Linz 2000: 150-151）。更にリンスは、ステパン（Alfred Stepan）との共著において、金日成体制下の北朝鮮をスルタン支配型体制の傾向がある事例として取り上げており（Linz and Stepan 1996: 51）、礒崎敦仁も金正日体制下の北朝鮮に「スルタン主義的特徴」が垣間見られることを指摘している（礒崎 2006: 115-116）[(3)]。

また、「スルタン支配」的な個人支配は北朝鮮のみならず、世界各地の非民主主義体制に未だ残存する統治システムである。ジャクソン（Robert Jackson）とロズバーグ（Carl Rosberg）の研究は、アフリカの非民主主義諸国においてパトロン－クライアント関係が社会全体を覆うシステムを「個人支配」（personal rule）と定義した（Jackson and Rosberg 1982: 38-47）。

増原綾子は、こういった個人支配を（a）監視と暴力のレベル、（b）パトロネージ分配の範囲という見地から再整理している。前者は体系的かつ効率的な監視網、暴力装置の有無や強弱を指す。後者においては、エリートに対するポストや権限の分配である「政治的パトロネージ」のみならず、ビジネス利権の分配、国民向けの各種プロジェクトや補助金といった「経済的パトロネージ」もその一環とみなされている（増原 2010: 24-31）。スボリック（Milan W. Svolik）は、独裁者が体制内部における「権威主義的権力分担の問題」と、大衆をコントロールする「権威主義的支配の問題」という二つの問題に直面すると指摘しているが（Svolik 2012: 2）、政治的および経済的パトロネージとはさしずめ、これらの問題を矛盾なく解決するための手段と言えよう。

そして（a）（b）の様態、すなわち「アメとムチ」の強弱によって、個人支配は図1で示した4つのサブタイプに類型化された。監視と暴力のレベルが相対的に低く、パトロネージ分配の範囲も限定された「孤立型」は、分配の恩恵から排除された人々の不満が蓄積し、反政府運動が組織化されやすい。同様に監視と暴力のレベルは低いものの、パトロネージ分配が包括的に行われる「翼賛型」の場合、経済的な後退や政治ポストの飽和等によって分配が減少すると、人心の離反によって体制批判が拡大する。前者の例はフィリピンのマルコス体制であり、後者は増原が研究対象としたインドネシアのスハルト体制である（増原 2010: 31-32, 36-40）。

監視と暴力のレベルが相対的に高く、パトロ

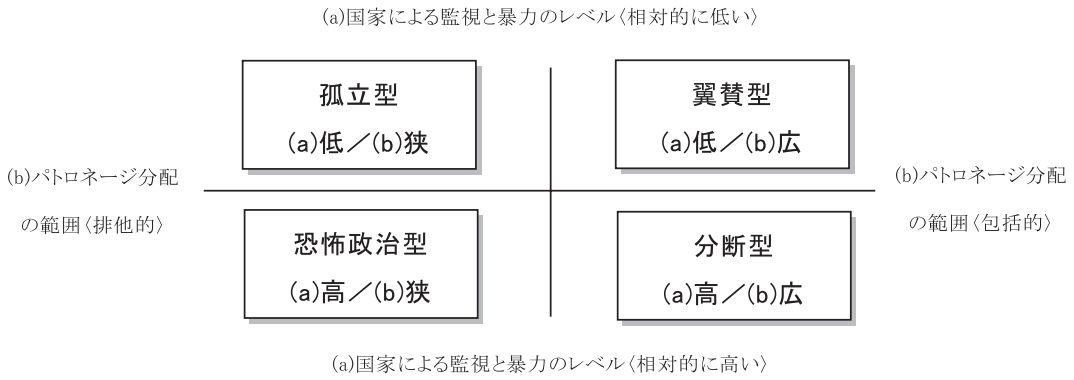

図1　個人支配のサブタイプ
（出所）増原、2010: 32を基に筆者作成

ネージ分配の範囲が限定された「恐怖政治型」はわかりやすい。強力な監視装置、治安機関の存在ゆえに反政府運動が活動する余地は乏しいものの、弾圧に対する怒りが弾圧に対する恐怖を上回った時、組織化されない反政府運動による政権転覆が生じる。ルーマニアのチャウシェスク体制はその典型例と言えよう。一方、監視と暴力のレベルが高く、パトロネージ分配も包括的に行われる「分断型」の場合は、シリアのハーフェズ・アル・アサド体制で見られたように、大規模な反政府運動が封じ込まれ、かつ支配者に対する一定の支持も獲得できることから、安定した支配が構築される（増原、2010: 32-36）。要するに、「アメとムチ」のいずれかが弱ければ体制に不安定性が生じ、いずれの強度も高い時には安定的な支配が実現される、ということである。

このようなメルクマークは、従来の北朝鮮研究においてほとんど鑑みられることがなかった。しかし、その適用は他国、他地域の政治体制間比較のみならず、金日成体制と金正日体制、あるいは現在の金正恩体制といった、北朝鮮国内での時系列的比較をも客観的に可能とする。ひいては、本稿の関心事である支配メカニズムの議論においても極めて有用な指標となるであろう。

2.　分析枠組と仮説の提示

先行研究から得られた知見を踏まえ、本稿では北朝鮮におけるパトロネージを次のように整理する。

（a）政治的パトロネージ：人事（朝鮮労働党・政府・人民軍）、昇級（人民軍）
（b）経済的パトロネージ
　物理的インセンティブ：インフラ整備、配給、下賜、「現地指導」
　非物理的インセンティブ：叙勲、「感謝」

但し、公開情報が限定された北朝鮮を対象とするに際しては、これらがそもそも分析可能なものであるのかを慎重に検討しなければならない。

政治的パトロネージは権力エリートに対するインセンティブである。事実上、朝鮮労働党の一党独裁下にある北朝鮮において、政治的パトロネージとは朝鮮労働党内の人事であり、かつそれによって指導される北朝鮮政府、あるいは朝鮮人民軍の人事である。各種ポストの抜擢、更迭といった情報が明示されることは少ないが、朝鮮労働党中央委員会機関紙『労働新聞』や朝鮮中央放送等、官製メディアによる公式報道で伝えられた肩書きの変化を綿密に分析することによって、特に高位幹部の異動を把握することは可能である。また、金正日体制が推し進めた「先軍政治」の下では、軍人に対する「軍事称号」の授与、すなわち昇級についても政治的パトロネージの範疇として注視しなければならない。これに関しても、将領[(4)]以上の昇級は「最高司令官命令」「国防委員会決定」等によって基本的に公表されている。

経済的パトロネージは社会、大衆に対するインセンティブであり、ここでは一般の軍人も対象と

なる。このうち、物質的な恩恵である「物理的インセンティブ」としては、インフラ整備や配給、下賜、「現地指導」が挙げられる。

インフラ整備には土地整理や水路建設、発電所建設等がある。これらは体制の宣伝や発揚につながるものとして公式報道上に表出しているが、実際の民生向上にどの程度寄与しているのかは不透明な点も多い。また、食料等の配給に関しても、その詳細を明らかにしうるのであれば極めて明快な指標となるが、金正日体制下においては食料難による配給中断も伝えられるなど、実態は詳らかでない。

下賜は金正日名義による「贈り物」である[(5)]。高位幹部を対象に行われているという非公式の授受の観察は無論困難だが、人民を対象としたものに関しては公式報道上でもその実施が頻繁に見受けられ、時期や対象の分析が可能である。加えて、金正日が各地、各部門を視察する「現地指導」も物理的インセンティブとして位置づけたい。最高指導者の訪問に際して、該当部門に経済的な恩恵がもたらされるであろうことは想像に難くない。実際、現地指導においては、経済的困窮の最中であっても「革命資金」が分配されていたといわれる[(6)]。金正日の動静は、秘密裏の行動を除けば公式報道でも大々的に宣伝されており、外部から把握することも容易である。

更に本稿では、先行研究で指摘されていない新たな知見として「非物理的インセンティブ」を提示する。それは人民を対象としつつも直接的、物質的な恩恵ではない点、物理的インセンティブとは質的な相違があるが、間接的恩恵、広義のパトロネージとみなされうるものである。

叙勲はその一例である。北朝鮮ではかつての社会主義国家と同様、各種の称号や勲章が規定されている。これらは食料配給等の特典を伴っていた点、元来は物理的インセンティブに含めるべきものであったが、金正日体制の下では種々の恩恵も失われたといわれる[(7)]。一方で叙勲の報道自体は頻繁に確認できることから、物質的恩恵を伴わないまでも、何らかのインセンティブとして機能していたものと見られる。

同様のものとして、公式報道上では「感謝」なるものも頻出している。具体的には特定の個人、あるいは農場、工場、軍部隊といった単位を対象に、金正日の名義で「感謝が送られた」「感謝文が伝達された」という報道である。「感謝」に関する記述や証言は管見の限り極めて乏しいが、北朝鮮の辞典は「感謝」の項目に、一般的な謝意とは別途「なし遂げた成果や苦労に対して高く評価して褒めること」という定義、更に具体例として「党中央委員会の感謝を伝達する」という例文を掲載している（『朝鮮語大辞典 1』2006: 120）。朝鮮中央テレビは時折、金正日からの「感謝」が送られた単位での伝達集会や、表彰状授与の様子を放映していた[(8)]。また、個人レベルでは人事考課の際のポイントとなっていたとの指摘もある[(9)]。

これらのインセンティブは、先行研究の分類整理では説明しがたいものである。一方で、北朝鮮の個人支配体制においては「何らかの」効用を有していると考えられることから、本稿では経済的インセンティブの下位概念として「非物理的インセンティブ」を位置づける。

金正日体制におけるパトロネージ分析の出発点として、本稿では経済的パトロネージの解明を試みる。具体的には下賜、「現地指導」、叙勲、「感謝」を分析の対象とする。情報のバイアスが掛かっている以上、あらゆるインセンティブを網羅することは困難であるにせよ、これらに関しては公式報道の精査による数量化、更には「傾向」の明示が可能だからである。

以上の議論を踏まえ、本稿が提示する仮説は次の二点である。

第一に、監視と暴力のレベルの高低である。人民の行動規範とされる「党の唯一思想体系確立の十大原則」に、「党の唯一思想体系と党の唯一的指導体制から外れた非組織的で無規律な現象に対しては、大きな問題でも小さな問題でも適時に党中央委員会に至るまで党組織に報告しなければならない」（金正日 1987: 117）とあることからも類推されるように、北朝鮮では人民の監視が徹底され、密告も奨励されている。公式に認められたものではないが、同国が数多の強制収容所を設けていることも周知の事実である。監視と暴力のレベルは当然に高いものと考えられよう。従って、暴

力装置である朝鮮人民軍へのパトロネージ分配も常に高水準を保っていたはずである。

第二に、パトロネージ分配の広狭である。広範囲にわたる分配が継続的に観察された場合、金正日体制における個人支配は「分断型」であったと推認される。この場合、金正日はパトロネージ分配を通じて支持基盤を拡大させ、安定的な支配を実現していたという説明が成り立つ。監視と暴力のレベルは高いため、人民レベルの反政府勢力はもちろん、体制内部においても分派が形成される可能性は乏しかった。一方、分配の時期や対象が限定的であった場合は「恐怖政治型」支配として捉えられる。この場合も反政府勢力の形成は困難となるが、人民の間で自然発生的な運動が展開される余地は残存する。現実には、金正日体制下でそのような動きが生じることはなかったが、目下の金正恩体制が支配形態として「恐怖政治型」を継承している場合、反政府運動による体制転覆の可能性が否定できない。これが対抗仮説である。

3. 実証分析

仮説検証のため、本稿が分析に用いるのは、朝鮮労働党中央委員会機関紙『労働新聞』における1994年7月8日から2011年12月16日、すなわち金日成の死に伴い金正日体制が始動した日から、金正日死去が発表された前日までの間のパトロネージ関連報道である。さらに、日本語媒体によるクロスチェックとして、ラヂオプレスから毎月刊行されている『北朝鮮政策動向』の該当期間号を利用する。

数量化に際しては以下のようなルールを設けた。まず、伝達単位数ではなく報道回数をカウントすることである。例えば、1995年3月2日、金正日は党の畜産政策貫徹と人民軍隊援護事業で模範を示した各道農村経理委員会、180の市・郡、3120余りの国営および協同農場に「感謝」を送ったと報じられている（『北朝鮮政策動向』1995年第5号：46）。このように一度に膨大な数の分配が行われた場合、全ての単位名が報道されるとは限らず、完全なカウントは物理的に困難だからである。

そして、単位別ではなく目的別にカウントすることである。例えば、工場の勤労者が営農支援を行って表彰された場合、所属単位は工業部門であっても内実は農業部門への貢献に対する評価である。こういった事例を反映させるため、本稿では経済的パトロネージの目的を表1・2のように区分した。経済・社会の各部門に関する項目は概ね、北朝鮮の各種資料で通常見られる区分に準じている。叙勲に係わる項目は勲章、称号がそれ自体に目的性を帯びていることから、各々の名称をそのまま用いた。これらに当てはめがたいものに関しては、報道内容から帰納的に項目を設定した。目的別という見地から、同一報道上に二種類以上の目的が含有されていた場合、これらは別々にカウントすることになる。「人民軍隊援護で模範を示した」対象と「社会と集団のためによいことをした」対象にそれぞれ「感謝」が送られていた場合、「軍隊援護」と「善行」に分別してカウントするような形である。

加えて、監視と暴力のレベルを検証するため、分配対象を「対人民」「対軍人」に区分することである。従って、同一報道上に人民と軍関係者が同時に登場した場合は別々にカウントすることになる。

ルールに対しては異論があるやも知れない。例えば、工業部門に対する現地指導は「対人民」としたが、ひと口に工業と言っても重工業と軽工業に大別されるのみならず、重工業の中には機械工業のように、軍需産業とも連関した部門がある。更なる細分化も不可能ではないが、データの粒度が低下することによってパトロネージの広狭、あるいは監視と暴力のレベルの高低という「傾向」までもが不明瞭になることを回避するため、今回の分析では上記の区分に留めたことをあらかじめ断っておきたい。

このようなルールに従って報道内容を集計、分析した。以下、順を追って検証する。

(1) 下賜

下賜関連は図2・3で示したが、監視と暴力のレベルを窺いうる対軍人報道は全体的に少なく、2006年以降は確認すらできなかった。下賜に関

表１　物理的インセンティブの目的

下賜		現地指導	
対人民	対軍人	対人民	対軍人
農林水産	人民生活への貢献	農林水産	軍部隊視察
糧政	その他	糧政	軍芸術公演観覧
工業		工業	その他
建設／国土管理		建設／国土管理	
商業		商業	
交通運輸／逓信		交通運輸／逓信	
教育／科学		教育／科学	
芸術／科学		芸術／体育	
その他		その他	

表２　非物理的インセンティブの目的

叙勲		「感謝」	
対人民	対軍人	対人民	対軍人
三大革命赤旗	共和国英雄	農林水産	人民生活への貢献
共同巡回優勝旗	金日成勲章	糧政	軍人生活
26 号模範機械工業栄誉賞	労力英雄	工業	芸術
共和国英雄	その他表彰	建設／国土管理	忠誠／イデオロギー
金日成勲章		商業	善行
労力英雄		交通運輸／逓信	その他
その他表彰		教育／科学	
		芸術／体育	
		その他人民生活への貢献	
		忠誠／イデオロギー	
		善行	
		軍隊援護	
		その他	

する報道は人民を対象にしたものが中心と見られ、軍人への分配を観察する指標としては不十分と言える。

その一方で、対人民報道も 2003 年を前後として減少している。農林水産部門や糧政[10] 部門は食料事情を、建設／国土管理部門はインフラ整備の状況をそれぞれ窺い知る指標となるはずだが、これらに関連した下賜もほとんどなくなっている。それ以前においてもこれらの部門に係わる報道数はさほど多いとは言えず、公式報道上に表出された下賜のみをもってパトロネージ分配を論じるにはデータが不足している。

反面、ほぼ毎年数値が表れているという点において、比較的安定しているのは、教育／科学部門や「その他」である。前者に関して、金正日は大学等の教育機関へ定期的に図書・標本類を贈っていた。後者にカウントしたものとしては、北朝鮮最大の産婦人科医院である平壌産院へ定期的に送られた蜂蜜がある。この他にも、今回は下賜を「贈り物」と定義したため集計に含めなかったが、各階層の高齢者が還暦や古希を迎えた際、金正日はそれを記念する祝膳を頻繁に供していた。北朝鮮における下賜とは、一定の条件に応じて行われる、ある種のルーティンとして捉えるべきなのかも知れない。

(2)「現地指導」

金正日の「現地指導」に係わる報道は図 4・5

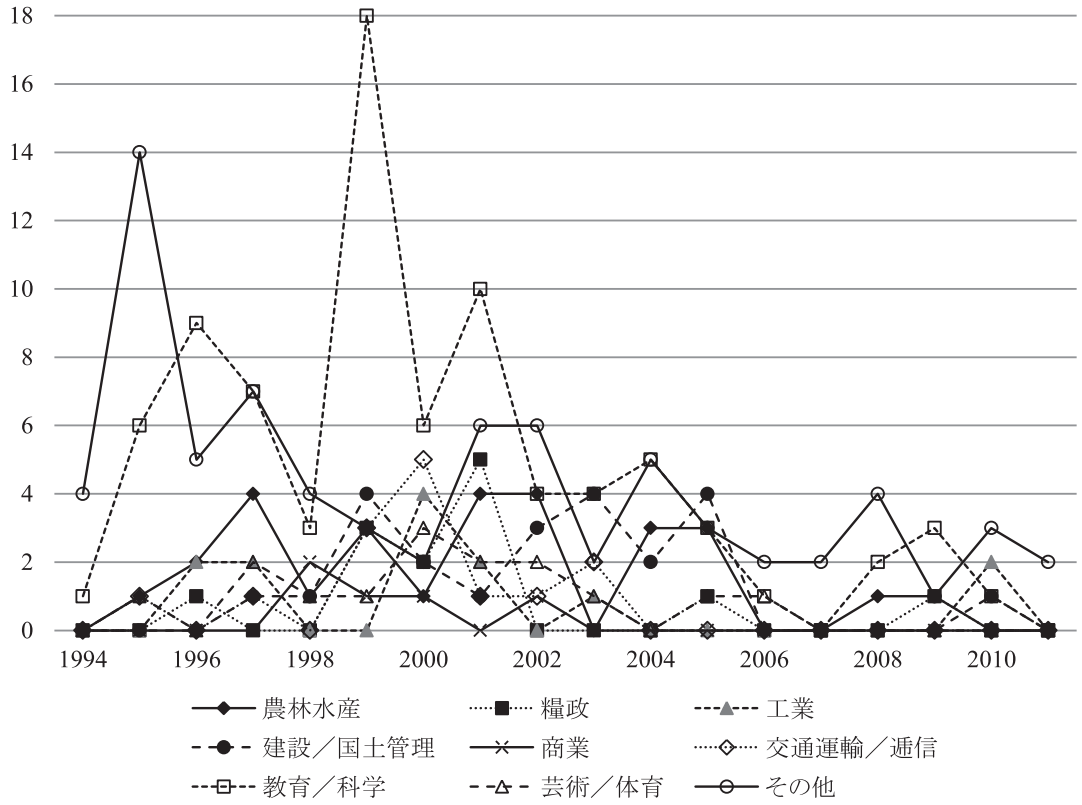

図２　下賜に係わる報道（対人民）

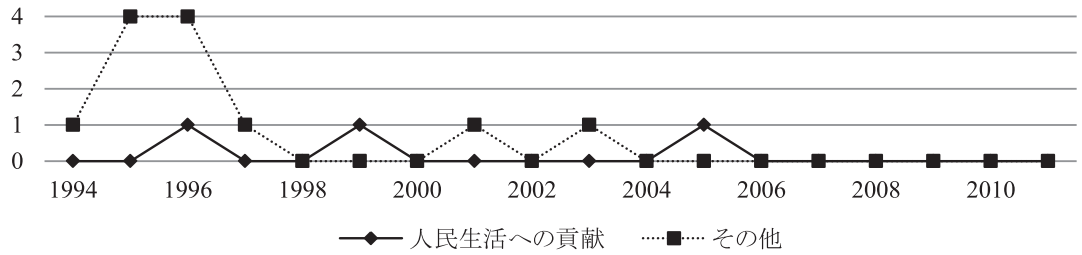

図３　下賜に係わる報道（対軍人）

で示した。対軍人、すなわち軍関連の動静報道が非常に多いのは明らかである。それが 1995 年の「先軍政治」始動に伴う現象であることは言うまでもなく、とりわけ 2003 年から 2006 年にかけての軍部隊視察の増加は、「テロとの戦い」や核開発に起因した朝米対立の影響であろう。北朝鮮が核実験に成功し、また米国の対北朝鮮政策が軟化した 2007 年以降は明らかに減少しているからである。これをパトロネージの観点から解釈すると、軍人への分配は高水準を保ちつつ、体制危機に際しては更なる強化が図られたということであり、換言すれば、金正日体制の全期間を通じて監視と暴力のレベルは高い水準にあったとみなされるのである。

対人民はどうであろうか。人民関連の「現地指導」としては、まず、1994 年から 1997 年の間の報道が極めて少ないことが目につく。この時期は金日成の死に伴う「三年喪」に該当するが、同時

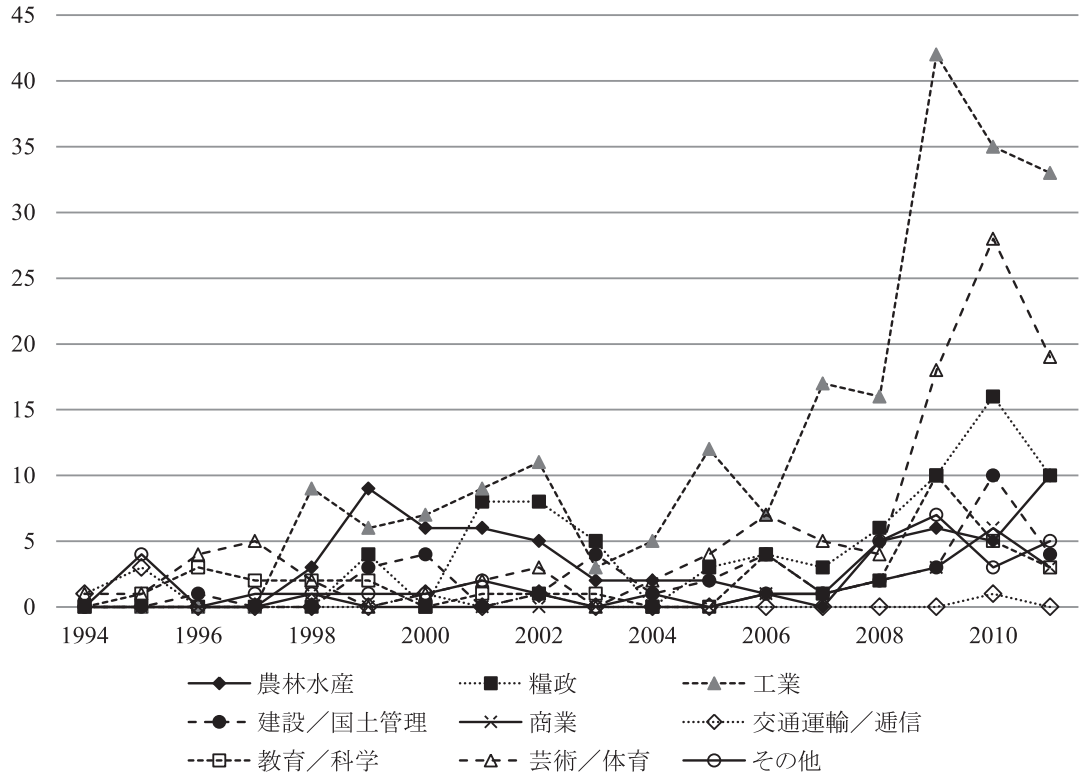

図４　現地指導に係わる報道（対人民）

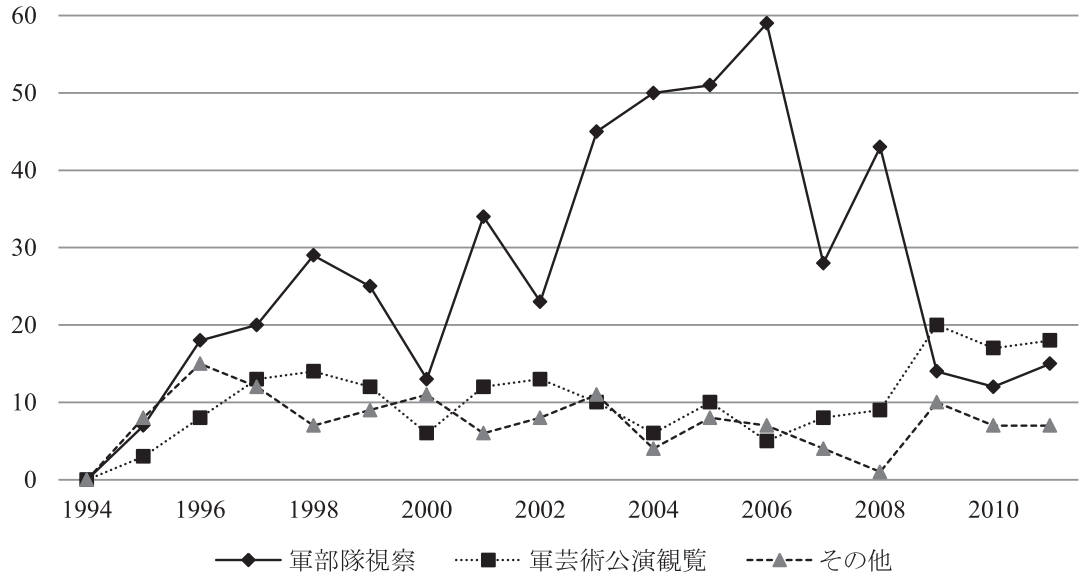

図５　現地指導に係わる報道（対軍人）

に北朝鮮が経済危機に見舞われた「苦難の行軍」期とも一致している。金正日は1996年12月の時点で非公式に食料不足や「胸の痛むこと（餓死者の発生）」を認めつつ、「今のように情勢が複雑な時に、私が経済実務事業まで受け持ってひっかかった問題を全て解決することはできません。…経済事業は他の活動家と行政経済活動家が責任を持って行うべきです」（『月刊朝鮮』1997年4月号: 308-309）と演説しており、物理的インセンティブの分配が困難な時期には関与を回避したものとして理解できよう。現に1998年以降、経済状況の好転に伴って対人民報道も徐々に増加し、特に2009年以降は糧政、工業、建設／国土管理といった、民生にとりわけ直結した部門での伸長が見られる。2008年9月に金正日は脳卒中で倒れたといわれており、以降、金正恩への権力継承に向けた動きが加速したことを踏まえれば、後継問題を念頭に物理的インセンティブの分配が強化されたものとして捉えられるのである。いずれにせよ、金正日体制における対人民分配は時期的な濃淡が認められる。

（3）叙勲

叙勲関連報道については図6・7で示したが、対軍人叙勲は報道数としては少数に留まっており、特に2001年以降はほとんど見られない。但し、軍人にとっての最大のインセンティブは昇級と考えられる。金正日体制の下ではほぼ毎年「最高司令官命令」が発せられ、将領以上の昇級が定例化していた。表3で示したように、その大半が一度

表3　将領以上の昇級に関する命令・決定（金正日体制下で公式に発表されたもの）

1995/10	党中央軍事委・国防委員会決定	5名（元帥2、次帥3）
1995/10	最高司令官命令第65号	14名（大将3、上将5、中将4、少将2）
1997/02	最高司令官命令第0087号	6名（大将4、中将2）
1997/04	最高司令官命令第0088号	122名（次帥4、大将1、上将7、中将37、少将73）
1998/04	最高司令官命令第00102号	22名（上将1、中将1、少将20）
1998/09	党中央軍事委・国防委員会決定	2名（次帥2）
1999/04	最高司令官命令第00114号	79名（大将1、中将2、少将76）
2000/10	最高司令官命令第00133号	44名（大将1、上将2、中将6、少将35）
2001/04	最高司令官命令第00140号	19名（上将1、中将3、少将15）
2002/04	党中央軍事委・国防委員会決定	1名（次帥1）
2002/04	最高司令官命令第00152号	54名（大将3、上将6、中将5、少将40）
2003/07	最高司令官命令第00160号	24名（上将6、中将10、少将8）
2004/04	最高司令官命令第00165号	83名（中将8、少将75）
2005/04	最高司令官命令第00172号	34名（中将3、少将31）
2006/04	最高司令官命令第004号	37名（上将2、中将4、少将31）
2007/04	最高司令官命令第0010号	55名（中将10、少将45）
2008/04	最高司令官命令第0019号	35名（中将2、少将33）
2009/04	最高司令官命令第0029号	54名（大将1、上将2、中将14、少将37）
2010/04	最高司令官命令第0045号	100名（大将4、上将5、中将8、少将83）
2010/09	国防委員会決定第07号	1名（次帥1）
2010/09	最高司令官命令第0051号	40名（大将6、上将1、中将6、少将27）
2011/04	最高司令官命令第0056号	45名（上将2、中将5、少将38）

（出所）『労働新聞』各号掲載の報道をもとに筆者作成

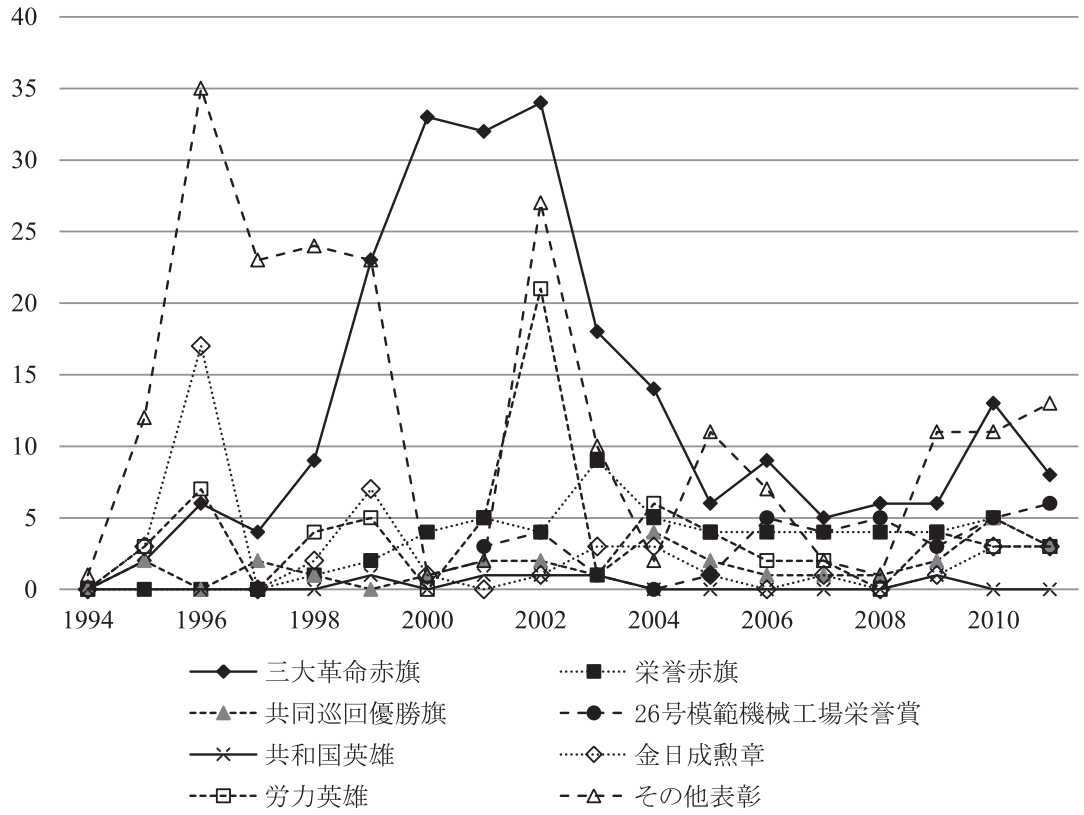

図６　叙勲に係わる報道（対人民）

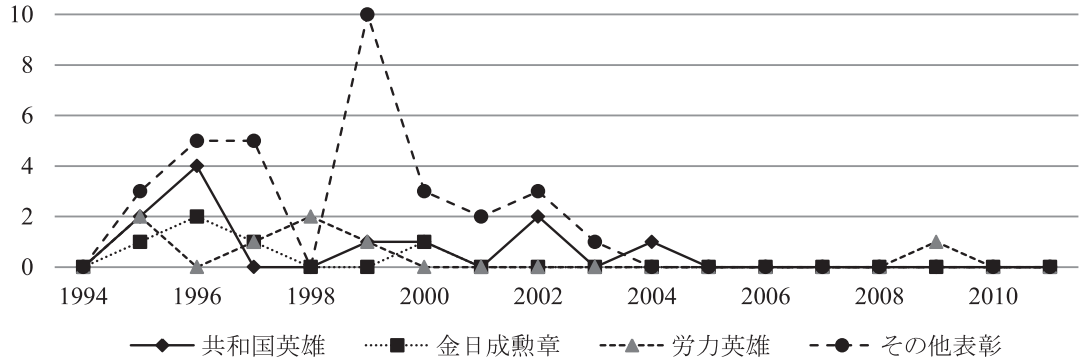

図７　叙勲に係わる報道（対軍人）

に数十名の比較的大規模なものであり、中でも1997年4月には122名、2010年4月にも100名という大量昇級が実施されている。朝鮮人民軍においては昇級時、軍事称号に相応した勲章も同時授与されることから、これらも非物理的インセンティブとして、叙勲関連報道と併せて捉えるべきであろう。すなわち、「現地指導」から窺いえた物理的インセンティブのみならず、非物理的インセンティブに関しても対軍人分配は高水準だったのである。

ところで、金正日体制下で2回ないし3回の昇級を遂げた将領は計46名存在する。うち、最初

の昇級から5年後に再昇級した者は14名、10年後の再昇級は9名であった[11]。これを見る限り、単にパトロネージの「ばらまき」を行っていたのではなく、一定の規則性を以て昇級が実施されていた可能性が否定できない。但し、本稿は政治的パトロネージである人事を分析対象とはしておらず、事実を指摘するに留める。

次に対人民叙勲を見ると、1996年、2000年から2002年にかけての数値の高さが目を引く。但しその内実は大きく異なっており、1996年に関しては金日成勲章の際立った増加が特筆される。金日成勲章は北朝鮮において最も名誉ある勲章であり、通常は年に1～3件しか授与されない。言わば最高勲章の「乱発」に加え、1996年は各種の国家表彰も多数行われている。食糧難に伴う配給の中断、地方における飢餓の発生が伝えられたタイミングでこれらが増加している事実からは、「苦難の行軍」に対する慰撫的側面を窺うことができよう。これは「現地指導」の低分配期とは負の相関であり、金正日体制がその時々の経済状況に応じて、物理的、非物理的インセンティブを巧みに使い分けていたことが推認されるのである。

2000年から2002年のポイントは三大革命赤旗[12]の授与増である。また、2002年は労力英雄称号[13]の授与が突出して多い。これらは「苦難の行軍」終了に伴う経済的好転が反映されたものとして解釈される。2001年からは「26号模範機械工場栄誉賞」が新たに設けられており、同賞も広範囲に授与されていることが確認できる。

(4)「感謝」

「感謝」は図8・9で示した。目的の区分は下賜に準じているが、「革命課業の遂行で模範を示した」対象への「感謝」という、内実の曖昧な報道も散見されるため、これを「その他人民生活への貢献」としてまとめた。また、「社会と集団のためによいことをした」「人民軍隊援護で模範を示した」との理由も目立つことから、それぞれ「善行」「軍隊援護」として区分した。加えて、各地の革命事績地や錦繡山記念宮殿等の整備、あるいは思想宣伝・煽動に対しての「感謝」も多々見受けられ、これらは「忠誠／イデオロギー」とした。

「感謝」は、特に、対人民「感謝」の報道数から、1995～1998年、1999～2004年、2005年以降の各時期に大別できる。これらを俯瞰すると、「感謝」の総数が最も多いのは第一の時期、すなわち「苦難の行軍」期であり、同時期に非物理的インセンティブの分配が強化されていたことが改めて確認できよう。目的別に見ると、「先軍政治」を反映し、軍隊援護に対する「感謝」は際立っているが、他の時期と比べて農林水産、工業部門への「感謝」が多いことにも着目したい。第二の時期になると、これらに対する「感謝」は明らかに減少しているが、一方で先述した通り、同時期には三大革命赤旗や労力英雄称号の授与増が観察されている。高い実績を挙げた単位や個人に対するインセンティブは、よりハイレベルの表彰へシフトされたのである。要するに、非物理的インセンティブの分配は一見分散的であるものの、トータルとしては継続性と包括性を有していた、ということである。

一方、対軍人「感謝」は全体の報道数が少ない上、特に1999年以降になると対人民「感謝」と同様に減少し、2005年以降はほぼ皆無となっている。「感謝」は下賜と同様、人民を主要対象としたインセンティブと考えられる。

4. おわりに

本稿ではパトロネージ分配というメルクマークを基に、金正日体制における支配の有り様を考察した。「現地指導」や叙勲に着目すると、軍人への分配は高水準であったと見られる。また、人民に対しても継続的な非物理的インセンティブの分配が行われ、「苦難の行軍」期以降は経済的好転に伴い、物理的インセンティブの分配も強化されたことが観察された。金正日体制は「分断型」個人支配をなしており、監視と暴力のレベルを高めつつも、経済的パトロネージの包括的分配によって一定の支持を獲得し、安定的な支配を実現したというのが小結である。

但し、監視と暴力のメルクマーク、すなわち反体制勢力や体制内分派の形成をいかに抑制したのかという問題に関しては、政治的パトロネージを

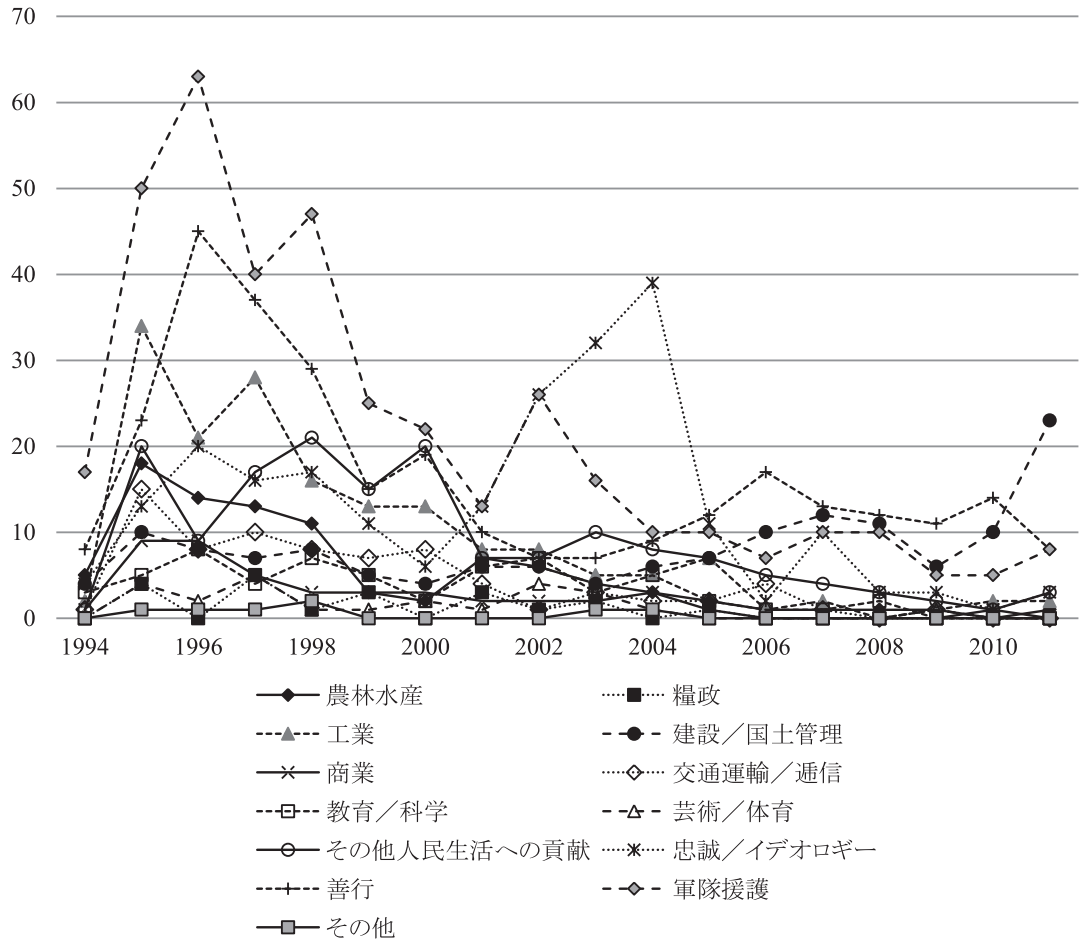

図８ 「感謝」に係わる報道（対人民）

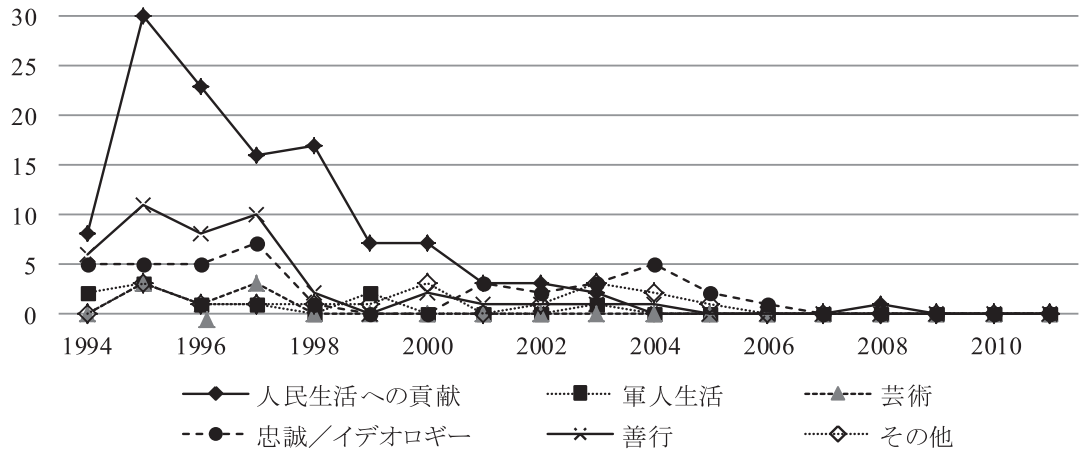

図９ 「感謝」に係わる報道（対軍人）

はじめとする種々の要素の検証も必要である。また、それが経済的パトロネージとどのように連関し、体制の維持につながったのかという点も見過ごせず、これらについては別稿を期したい。その他にも本稿では触れえなかった問題がある。パトロン－クライアント関係のみをもって北朝鮮の支配メカニズムを全て説明できるわけではない。特に非物理的インセンティブに関しては、物質的恩恵を伴わないにも係わらず、それが支配メカニズムの一部として機能したと推認される点、金正日体制に「カリスマ的支配」の要素が示唆されるのである。

一般に金正日は、父である金日成と比して「カリスマなき指導者」とみなされてきたきらいがある。但し、ウェーバーはカリスマ的支配について「ある人と彼によって掲示されあるいは作られた諸秩序との神聖性・または英雄的力・または模範性、に対する非日常的な帰依にもとづいたもの」と定義している（ウェーバー 1970: 10）。そしてその資質は、何らかの倫理的観点等によって「客観的に」正しいかどうかが問題になるのではなく、被支配者によってどのように評価されるのかが重要とされる（ウェーバー 1970: 70）。1974 年に金日成の後継者として決定され、1980 年の朝鮮労働党第 6 次大会で公式の場に初めて姿を現した金正日が、それ以降延々脈々と自身の「偉大性」、すなわち「神聖性」「英雄的力」「模範性」に係わる宣伝や教化に努めてきた事実を見過ごすことはできない。その努力は死後の今日もなお継続され、平壌・万寿台の丘には彼の巨大な銅像が金日成像に並び建つまでに至っている。換言すれば、現在の金正恩体制においても「利用価値」が存在するほどのカリスマ性が金正日に認められたという証左ではなかろうか。これらを支配メカニズムの観点から改めて検証したい。

また、本稿では金正日体制の時期のみを対象としたが、今回用いた分析枠組は先代の金日成体制、あるいは現在の金正恩体制においても適用が可能なものである。例えば、金正恩は権力継承直後の 2012 年 1 月、金正日が生前に約束したというスケート靴をフィギュアスケート選手へ下賜したのを皮切りに、様々な階層に「贈り物」を与え続けている。今後、こういった動向をパトロネージ分配の見地から分析することによって、金正日体制との連関あるいは相違を通時的に明らかにして行くことも課題である。

付記：本稿は第 14 回現代韓国朝鮮学会研究大会の自由論題「北朝鮮の政治・社会」における筆者の発表に基づいている。貴重なコメントを下さった宮本悟先生、小牧輝夫先生、伊豆見元先生、室岡鉄夫先生、川口智彦先生に感謝申し上げます。

〈参考文献〉

（日本語）

阿部齊・内田満・高柳先男編　1999.『現代政治学小辞典（新版）』有斐閣。
礒﨑敦仁　2006.「北朝鮮政治体制論の研究動向と『スルタン主義』」『国際情勢季報』No. 76、109-111 ページ。
マックス・ウェーバー　1970.『支配の諸類型』（世良晃志郎訳、原書は 1922 年発行）、創文社。
鐸木昌之　1992.『北朝鮮――社会主義と伝統の共鳴』東京大学出版会。
ラインハルト・ベンディクス、ギュンター・ロート　1975.『学問と党派性――マックス・ウェーバー論考』（柳父圀近訳、原書は 1968 年刊行）、みすず書房。
増原綾子　2010.『スハルト体制のインドネシア――個人支配の変容と 1998 年政変』東京大学出版会。
和田春樹　1995.『北朝鮮――遊撃隊国家の現在』岩波書店。
『北朝鮮政策動向』1994 年第 10 号～ 2012 年第 1 号。
『朝鮮民主主義人民共和国組織別人名簿』1995 ～ 2011 年各号。

（朝鮮語）

김정일［金正日］ 1987.『주체혁명위업의 완성을 위하여［主体革命偉業の完成のために］3』평양, 조선로동당출판사.
김정일　1997.『김정일선집［金正日選集］11』평양, 조선로동당출판사.
『조선말대사전［朝鮮語大辞典］1』 2006. 평양, 사회과학출판사.
『조선말대사전 3』 2007. 평양, 사회과학출판사.
임강택·양문수·이석기［林崗澤・梁文秀・李ソッキ］2011.『통일 비용 편익 추계를 위한 북한 공식경제부문의 실태연구［統一費用便益推計のための北韓公式経済部門の実態研究］』서울, 통일연구원.
『로동신문［労働新聞］』1994 년 7 월 8 일～ 2011 년 12 월 16 일.
『월간 조선［月刊朝鮮］』1997 년 4 월호.

「데일리 NK［デイリー NK］」2005 년 7 월 15 일（http://www.dailynk.com/korean/read.php?cataId=nk01100&num=8529），accessed on Oct. 1, 2013.
「데일리 NK」2011 년 1 월 30 일（http://www.dailynk.com/korean/read.php?cataId=nk04500&num=89106），accessed on Oct. 1, 2013.

（英語）

Bueno de Mesquita, Bruce and Smith, Alastair 2011. *The Dictator's Handbook: Why Bad Behavior is Almost Always Good Politics*, New York, Public Affairs.
Ezrow, Natasha M. and Frantz, Erica 2011. *Dictators and Dictatorships: Understanding Authoritarian Regimes and Their Leaders*, New York, Continuum.
Jackson, Robert H. and Rosberg, Carl. G. 1982. *Personal Rule in Black Africa: Prince, Autocrat, Prophet, Tyrant*, Berkeley, University of California Press.
Kwon, Heonik and Chung, Byung-Ho 2012. *North Korea: Beyond Charismatic Politics*, Lanham: Rowman & Littlefield.
Linz, Juan J. 2000. *Totalitarian and Authoritarian Regimes*, London, Lynne Rienner Publishers.
Linz, Juan J. and Stepan, Alfred 1996. *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*, London, The Johns Hopkins University Press.
McCormack, Gavan 1993. "Kim Country: Hard Times in North Korea," *New Left Review*, No. 198, pp. 21-48.
Svolik, Milan W. 2012. *The Politics of Authoritarian Rule*, Cambridge, Cambridge University Press.

（1）代表例として、鐸木昌之の「首領制」モデル（鐸木　1992）、和田春樹の「遊撃隊国家」モデル（和田 1995）などがある。その他のモデルに関しては礒﨑敦仁の整理（礒﨑 2006）が詳しい。これ以降に提起されたものとしては、権憲益・鄭炳浩の「劇場国家」モデル（Kwon and Chung 2012）が挙げられる。
（2）Sultanistic regime は「スルタン支配型体制」の他、「スルタン主義体制」などと訳する場合もあるが、本稿では引用文を除き前者の表記を用いる。
（3）礒﨑はリンスとステパンの議論を踏まえ、多元主義、イデオロギー、動員、リーダーシップの 4 点をスルタン支配型体制のメルクマークとして検証している。
（4）朝鮮人民軍における将官。大将、上将、中将、少将を指す。
（5）北朝鮮において「下賜」は「封建社会において、物品を王が臣下に下すこと」（『朝鮮語大辞典 3』2007: 582）と定義されており、金正日名義で下される物品は「贈り物（선물）」という扱いである。
（6）金日成体制下においては「主席ファンド」、金正日体制下では「革命資金」と呼ばれる非公式の資金が存在し、金正日の現地指導の際には該当部門に米ドルが下賜されていたといわれる（林崗澤・梁文秀・李ソッキ 2011: 93-97）。
（7）例えば、平安南道出身で 2000 年に「脱北」した李ジュイルは以下のように述べている。「本来、北韓住民たちが勲章をもらって抱く期待は退職後の生計条件を保障することである。例を挙げると、国旗勲章 2 級に功労メダルを何個かもらえば、退職後も一日にコメ 600 g、1 ヵ月にお金を 60 ウォン与えるように規定されている。…しかし 1990 年代の経済難以降はこういった経済的補償が全くない」。（「デイリー NK」、2005 年 7 月 15 日）
（8）一般財団法人ラヂオプレス編集部・鈴木潤氏のご教示による。
（9）「脱北者」情報に基づいた報道によれば「通常、このような『感謝』は表彰状や贈り物ではなく、単純な『口頭称賛』で終わる。学習講師を管理する党宣伝煽動部の講演と幹部から『将軍様が同志の成果を高く評価された』という言葉を伝え聞くのみである。…労働新聞に名前まで表記される場合、その後の人事考課で途方もない点数を得るようになる」。（「デイリー NK」、2011 年 1 月 30 日）
（10）北朝鮮では「食糧と関連した政治という意味で、『国家が食糧を保管管理して供給することと関連した事業』を指す言葉」と定義されている（『朝鮮語大辞典 1』2006: 1365）。
（11）『朝鮮民主主義人民共和国組織別人名簿』各号掲載の軍人名を基にカウント。
（12）「三大革命赤旗」は、思想・技術・文化の「三大革命」で社会主義建設を推進するための大衆運動「三大革命赤旗争取運動」において模範を示した単位に授与される旗である。模範的な学校には「栄誉赤旗」、高い実績を挙げた工場・企業所には「共同巡回優勝旗」が授与される。
（13）北朝鮮における最高位称号「共和国英雄」の次に位置する称号。「労働英雄」と訳されることもあるが、対象を労働者に限定した称号ではない。